

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目次

1. 東京圏	1
2. 関西圏	3
3. 福岡市・北九州市	4
4. 仙北市	5
5. 愛知県	6

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

（国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用したイベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型MICE及び都市観光の推進等を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①～⑦の区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第5号の施設等、⑧の区域においては同条第1号及び第5号の施設等、⑨の区域においては同条第3号及び第5号の施設等とする。

（事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。）

①～⑧ （略）

⑨ 歌舞伎町タウン・マネジメント

・特別区道 21-340、特別区道 21-210 の一部、特別区道 21-350 の一部（別添9）

(10) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の6に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

① （略）

② 神奈川県全域【平成30年度中に実施】

(22) 名称：国家戦略特別区域小規模保育事業

内容：児童福祉法等の特例

(国家戦略特別区域法第 12 条の 4 に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業)

保育の需要に応ずるため、千葉県成田市において、原則として 0 歳児から 2 歳児を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0 歳児から 5 歳児までの一貫した保育や、3 歳児から 5 歳児のみの保育等を行う。【平成 31 年度より実施】

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(6) 名称：国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業

内容：iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁に係る安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例

（国家戦略特別区域法第20条の3に規定する国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業）

以下に掲げる事業者が、再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造する。

① （略）

② 株式会社幹細胞&デバイス研究所（京都市下京区）【平成31年3月を目途に実施】

(19) 名称：国家戦略特別区域小規模保育事業

内容：児童福祉法等の特例

（国家戦略特別区域法第12条の4に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業）

保育の需要に応ずるため、大阪府堺市において、原則として0歳児から2歳児を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳児から5歳児までの一貫した保育や、3歳児から5歳児のみの保育等を行う。【平成32年度より実施】

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(11) 名称：航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認 関連事業

内容：航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

航空法の高さ制限を超える建造物等の設置について、以下の高さを、エリア一体における航行の安全に支障のない高さの目安とすることで、空港設置者による迅速な承認を可能とする。

① （略）

② 大名二丁目地区地区計画区域【直ちに実施】

N T T コム福岡天神ビル屋上の鉄塔と同等。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(6) 事項：近未来技術の実証実験を促進するための「近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

内容：近未来技術である自動走行や小型無人機及びAI・IoT等を活用した実証実験（以下「実証実験」という。）を促進することにより、近未来技術の早期実装を図るため、実証実験を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「近未来技術実証ワンストップセンター」（以下「近未来センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成30年中に設置】

i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び福岡市

ii) 設置場所：福岡市役所（福岡市中央区天神1-8-1）

iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。

iv) 事業内容：近未来センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応（関係機関への確認を含む）、関係機関との調整
- ・実証実験を実施しようとする者と実証エリアの提供者とのマッチング
- ・実証実験の実施に係る関係機関への事前連絡（実施主体から提出のあった計画書の写しの提出）
- ・実証実験の実施に係る地域への周知等
- ・その他、必要な支援 等

仙北市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

4 法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

(1) 名称：地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業

内容：地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者要件の特例

地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者について、原則 11 時から 14 時まで営業所に勤めることや、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行業法に規定された旅行業務取扱管理者の職務を果たさなければならなくなつたときに、速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための電話による連絡体制を構築することで、他業種との兼任を認める。【平成 30 年度より実施】

i) 実施主体：仙北市農山村体験推進協議会

ii) 開始の日：国家戦略特別区域計画の認定を受けた日

iii) 区域の範囲：秋田県仙北市の全域

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(14) 名称：国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業

内容：道路運送法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の2に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業）

日間賀島観光協会が、愛知県知多郡南知多町大字日間賀島字西浜地先を起点及び終点とし、同町大字日間賀島字小戸地地先を主たる経過地とする循環路線において、外国人観光旅客その他の観光旅客の移動のための交通手段を提供することを主たる目的として有償で自家用自動車により行われる旅客の運送であって、一般旅客自動車運送事業者によることが困難な運送である自家用有償観光旅客等運送を行う。【平成31年7月を目途に実施】